

支出負担行為の事前協議の対象となる基準

- (1) 1件600,000,000円を超える工事又は製造の請負契約の締結
- (2) 1件70,000,000円以上の不動産若しくは動産の借入れ（土地についてはその面積が1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ
- (3) 1件5,000,000円を超える損害賠償額の決定
- (4) 経費の支出決定で、事務専決規程第1条第2項の規定に基づき事務局長が、異例に属するもの、規程の解釈上疑義のあるもの又は重要なものと認めて管理者の決裁を受けようとするもの